

別表(第3条関係)

利用調整選考基準(基本分)

番号	類型	保護者の状況		基準指数	
1	就労	被雇用	週37時間以上働いている	10	
			週35時間以上働いている	9	
			週30時間以上働いている	8	
			週24時間以上働いている	7	
			週20時間以上働いている	6	
			週16時間以上働いている	5	
		自営	居宅外の自営の主たる従事者	10	
			居宅内の自営の主たる従事者(店舗を構えている場合)	9	
			居宅内の自営の主たる従事者(店舗を構えていない場合)	6	
			居宅外の自営の主たる従事者以外	7	
			居宅内の自営の主たる従事者以外(店舗を構えている場合)	5	
居宅内の自営の主たる従事者以外(店舗を構えていない場合)	3				
内職	週16時間以上	3			
就労予定	生計中心者が求職活動中(ひとり親世帯を除く。)	8			
	求職活動中(上記以外)	2			
2	疾病等	傷病	入院	10	
			居宅療養	常時臥床・絶対安静(安全、危険を配慮するもの)	9
				安静	7
				療養	5
		心身障害	日常生活に介助が必要	10	
出産	出産予定日の前後各1か月間	8			
3	介護	介護の対象となる人が重度であり、居宅で常時介護をしているかた		7	
		介護について上記以外の場合		5	
4	就学等	就労を目的とした就学・技能習得(週24時間以上通学している)		7	
		就労を目的とした就学・技能習得(週16時間以上通学している)		5	
		上記以外の、就労を目的とした通信制等の就学・技能習得		3	
5	その他	家庭の災害の復旧		10	
		対象となる児童が早期療育事業推進会議により支援保育が望ましいと判断された場合		22	

- 備考 1 保護者の状況の時間帯は、原則として午前7時30分から午後6時30分までをいう。
- 2 1類型から4類型までの基準指数は、保護者1人当たり1項目とする。ただし、複数の項目に該当することにより児童を保育することができないと認められる場合は、日数又は時間数のあん分により基準指数を算出するものとする。
- 3 就労において、保育要件の就労に関する全項目について、勤務開始予定日が決まっているが現に就労実績がない場合(就職内定)は、「-2」とする。
- 4 1類型において、勤務証明書における最近2か月の月収実績がいずれの月も、勤務証明書に記載された実労働時間に時給を乗じた収入額に満たないと判断される場合は、更に異なる2か月の月収実績の申告又は当該満たない理由について証明できる書類を求めることとする。この場合において、当該申告が無かった場合及び当該申告をもっても実労働時間に時給を乗じた収入額に満たないと判断される場合並びに当該満たない理由について証明できる書類の理由が正当であると判断し難い場合は、実態に見合った指数とする。
- 5 自営において、開業届出書(控)等の自営業の内容を証明する書類の提出が無い場合は、「-2」とする。また、扶養の範囲で従事している場合は、主たる従事者以外とみなす。
- 6 自営において、店舗は、自宅に事業所、事務所等を構えている場合であり、営業時間において対人関係により拘束されるものをいう。
- 7 自営において、居宅外の自営とは、店舗又は事務所が自宅でも常時居宅外で営業するものを含む。

利 用 調 整 選 考 基 準 (調 整 分)

番号	世帯の状況等	調整指数
1	父親も母親もいない世帯	+21
2	ひとり親世帯及びそれに準ずる世帯(求職中を含む就労世帯かつ生活保護受給世帯)	+21
3	ひとり親世帯及びそれに準ずる世帯(求職中を含む就労世帯で生活保護を受給していない世帯)	+18
4	ひとり親世帯及びそれに準ずる世帯(上記以外の場合)	+13
5	生活保護受給世帯(求職中を含む就労世帯)(番号2は除く。)	+5
6	育児休業から職場復帰する場合(きょうだいが入所中の場合を除く。)	+1
7	育児休業から職場復職する場合(きょうだいが入所中の場合)(備考3における①に該当する世帯に限る。)	+3
8	きょうだいと同時入所の申込み	+1
9	現在保育サービス(認可外・一時保育・職場託児等)を利用し、既に就労している	+2
10	市外の保育所等に入所中(転入)	+2
11	転入予定で箕面市に居住する証明(不動産売買契約書、賃貸借契約書等)がない世帯	-1
12	市内の保育所等に入所中(転所)(番号15は除く。)	+2
13	きょうだい現在別々の保育所等に入所しており、同一の保育所等を希望する場合(備考3における①に該当する世帯に限る。)	+3
14	育児休業取得時に市内の保育所等を退園、又はその他やむを得ない事情により一時的に退園し、復職又は保育が必要となり利用申込みをする場合	+3
15	2歳児クラスまでの保育所等の卒園予定児童(当該児童が満3歳到達後最初の4月に連携施設に転所する場合に限る。)	+5
16	市外の保育所等に勤務している正規雇用の保育士が、育児休業から職場復帰する場合又は新規採用される場合	+1

備考 1 保護者のそれぞれについて基準指数を求め、それに調整指数を合算して当該世帯の指数とする。ただし、利用調整選考基準(基本分)の「5 その他」の「対象となる児童が早期療育事業推進会議により支援保育が望ましいと判断された場合」の基準指数については、世帯の指数とする。

2 1以外に、児童福祉の観点から特に緊急度が高いと判断した場合は、調整を行う。

3 同一指数世帯の優先順位は、次のとおりとする。

①保育料滞納世帯(滞納につきやむを得ない事情がない世帯に限る。)でないこと ②保育可能な祖父母が同居していないこと ③利用調整選考基準(基本分)に定める類型に従い、「その他」、「疾病等(入院並びに居宅療養のうち常時臥床又は絶対安静を要する者に限る。）」、「就労」、「同居介護」、「就学等」、「疾病等(居宅療養のうち安静又は療養を要する者に限る。）」④利用調整選考基準(基本分)の基準指数の高い世帯⑤単身赴任の世帯⑥拘束時間(始業から終業までの時間及び通勤時間をいう。)の長い世帯⑦生計を一にしている小学生以下の児童の人数が多い世帯⑧第5条第3項に規定する教育・保育給付認定申請書兼利用調整申込書に記載している希望保育施設の数が多い世帯の順序

4 選考に当たっては、利用調整選考基準を基本として、児童の状況、家族構成等を考慮して総合的に審査するものとする。

5 子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条の5第1号に掲げる保護者の労働に係る事由に関する要件は、週平均4日以上かつ1日平均概ね4時間以上の労働等により、世帯で児童を保育することができないと認められる場合とする。

6 市内の保育所等に勤務している正規雇用の保育士又は正規雇用に準ずる保育士が育児休業から職場復帰し、又は新規採用される場合、選考において最優先とする。ただし、市内の保育所等の保育士不足が生じている場合に限るものとし、待機児童の状況も含め、随時見直しを行うこととする。

7 2歳児クラスまでの保育所等の卒園予定児童の連携施設への選考においては、保育の必要度も踏まえて行うこととする。

8 箕面市外在住のかた(備考6に該当する者及び転入予定者は除く。)は、本表による利用調整選考基準は適用しない。